



## 神奈川のタクシーは平成19年7月11日より禁煙となりました

日頃より神奈川のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成15年5月に健康増進法が施行され、タクシー事業は「不特定多数の方々  
が利用される公共交通機関」として、受動喫煙防止対策の努力義務が課せられ  
ております。

既に、鉄道や乗合バスでは禁煙化が定着しており、病院を始め公共施設や民  
間施設におきましても広く禁煙化・分煙化が進んでおります。

このような中で、高齢者や女性、通院療養中の方々など多くのタクシー利用  
者から「タクシー車内がたばこ臭い」との苦情や、改善の要望が寄せられてお  
ります。

従来から消臭剤や空気清浄機の取り付けなどにより、快適な車内環境の維持  
に努めておりますが、たばこ臭の完全除去は困難となっています。

平成17年12月のタクシー乗務員の受動喫煙被害訴訟における東京地裁判  
決で「狭いタクシー車内では分煙が不可能であり、タクシー乗務員の受動喫煙  
の防止について、タクシー事業者は安全配慮義務を負っている。」との認定がさ  
れ、タクシーの全面禁煙の必要性を認めた司法判断がされております。

このような状況から(社)神奈川県タクシー協会および神奈川県個人タクシー  
協会は、タクシー車内の喫煙に係る健康被害の防止と快適な車内の向上を図る  
目的から、所属する全車両の禁煙化に踏み切ることになりました。

タバコを嗜好される利用者の皆様には、誠にご辛抱をお願いすることになり  
ますが、何分のご理解とご協力をお願い致します。

社団法人神奈川県タクシー協会  
神奈川県個人タクシー協会

